

平成 18 年 12 月 1 日

各 位

会 社 名 東 日 本 ハ ウ ス 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 成 田 和 幸
(J A S D A Q ・ コード 1873)
問 合 せ 先 執 行 役 員 財 務 部 長 青 苅 雅 肥
T E L (0 1 9) 6 2 4 - 3 2 6 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 12 月 1 日開催の取締役会において、平成 19 年 1 月 26 日開催予定の当社臨時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 変更案第 4 条 (公告方法)

当社の公告の方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。

(2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い定款に定めることと可能になる事項等に関し、以下の変更を行うものであります。

①変更案第 10 条 (単元未満株式についての権利)

単元未満株主の権利を合理的な範囲に限定するため、その規定を新設するものであります。

②変更案第 34 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することが認められたことに伴い、規定を新設するものであります。

③変更案第 36 条 (議決権の代理行使)

議決権の代理行使において、議決権を行使できる代理人の人数を定めるために、変更するものであります。

④変更案第 43 条 (取締役会の決議方法)

取締役会を機動的に運営するため、書面又は電磁的記録による決議が認められたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

⑤変更案第 47 条 (取締役の責任免除) ・ 同第 57 条 (監査役の責任免除)

取締役および監査役が職務の遂行にあたり、その役割を十分に発揮できるよう、取締役および監査役の会社に対する賠償責任を法令の定める範囲内で取締役会の決議により減免できる旨の規定を新設するものであります。また、社外取締役および社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易

にするため、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするものであります。なお、取締役会の決議による責任免除および社外取締役との間の責任限定契約に関する規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

⑤変更案第 59 条（剰余金の配当の基準日）

剰余金の配当基準日に関してその定めを明らかにしました。

（3）「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）の施行に合わせ、会社法の条文や文言に合わせるなど、次の通り所要の変更を行うものであります。

①「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）に基づき、会社法施行とともに、定款に定めがあるとみなされる事項につき規定を新設するものであります。

変更案第 5 条（機関）：取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置する旨。

変更案第 7 条（株券の発行）：株券を発行する旨。

変更案第 12 条（株主名簿管理人）：株主名簿管理人を置く旨。

②定時株主総会の基準日に関する規定を新設するものであります。

（現行定款第 12 条削除、変更案第 32 条新設）

③その他、引用条文および用語の変更等所要の手当てを加えるものであります。

（4）取締役会ならびに監査役会を機動的に運営するため、全員の同意があるときは招集の手続を経ずに開催を可能とする旨を定めるものであります。（変更案第 41 条・同第 51 条）

（5）本日別途開示しております A 種優先株式の条件の変更および B 種優先株式の発行を可能と致したく、当該優先株式に係る定款の規定を変更および新設するものであります。

（変更案 第 6 条、第 9 条、第 14 条から第 30 条、第 37 条、第 59 条および第 60 条）

（6）現行定款附則第 1 条および第 2 条につきましては、現任の取締役または監査役のいずれの者も該当しないことから削除いたします。

（7）現行定款の全条文にわたり表現の見直しを行い、変更案において表現の変更および条数の繰り下げ等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次頁以下の新旧対照表のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 平成 19 年 1 月 26 日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成 19 年 1 月 26 日（金曜日）

以上

変更の内容：新旧対比表

(下線部は変更箇所を示す)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当社は東日本ハウス株式会社と称し、英文で HIGASHI NIHON HOUSE CO., LTD. と表示する。	(商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 建設業、設計、施工、管理 2. 宅地建物取引業 3. 建設資材の販売 4. 住宅関連商品の販売業 5. 損害保険代理業 6. 不動産の賃貸業 7. 生命保険の募集に関する業務 8. 農場経営および農地の賃貸業 9. 宝くじの販売、宝くじの販売促進に関する企画およびその用品の製作販売 10. レストランの経営 11. 観光土産品の販売 12. スポーツ施設、遊園地、保養施設の経営、 管理および付帯関連する一切の業務 13. 自動発券機の販売 14. ビールその他の酒類の製造、販売 15. 酒類の輸入、販売 16. ホテルの経営 17. 前各号に付随する一切の業務	(目的) 第2条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 当社は本店を盛岡市に置く。	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
(公告の方法) 第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第4条 当社の公告は、 <u>電子公告とする。ただし、 事故その他やむを得ない事由によって電子公 告による公告をすることができない場合は、 日本経済新聞に掲載して行う。</u>
(新 設)	(機関) 第5条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次 の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は <u>103,821,000株</u>とし、このうち <u>93,821,000株</u>は普通株式、<u>10,000,000株</u>はA種優先株式とする。 <u>ただし、普通株式につき消却があった場合またはA種優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減少する。</u> (新 設) (自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u> (1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の<u>1単元の株式の数は1,000株とする。</u> ②当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。 (新 設)	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>107,821,000株</u>とし、このうち <u>93,821,000株</u>は普通株式、<u>10,000,000株</u>はA種優先株式、<u>4,000,000株</u>はB種優先株式とする。 (「ただし、」以降削除) (株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (自己の株式の取得) 第8条 当社は<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の<u>単元株式数は、普通株式、A種優先株式およびB種優先株式共に1,000株とする。</u> ②当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u> (単元未満株式についての権利) 第10条 当社の単元未満株式を有する普通株主(普通株式を有する株主をいい、実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができず、当社の単元未満株式を有するA種優先株主(第14条で定義する)およびB種優先株主(第23条で定義する)は、その有する単元未満株式について次の <u>(1)ないし(3)に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>

現行定款	変更案
(単元未満株式の買増し) 第8条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下に同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。	(単元未満株式の買増し) 第11条 当会社の単元未満株式を有する普通株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
(株式の種類) 第9条 当社が発行する株券の種類は取締役会で定める株式取扱規則による。	(削除)
(名義書換代理人) 第10条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 ②名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ③当会社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、単元未満株式の買取りおよび買増し、届出の受理ならびに株券喪失登録手続その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ当社においてはこれを取扱わない。	(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
(株式取扱規則) 第11条 当会社の株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録手続、実質株主通知の受理、その他株式に関する取扱いならびにこれらの取扱いに際して徴収する手数料については取締役会で定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第13条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
(基準日) 第12条 当社は毎年10月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ②前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。	(削 除)

現行定款	変更案
第2章の2 優先株式	第3章 A種優先株式
(優先配当金) 第12条の2 当社は、第31条に定める利益配当金につき、A種優先株式を有する株主（以下、「種類株主A」という。）またはA種優先株式の登録質権者（以下、「優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、普通株主という。）への配当と同額の配当を<u>実施し、優先配当は行わない。</u>	(剰余金の配当) 第14条 当社は、第59条第1項に定める期末配当および同条第2項に定める剰余金の配当につき、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）およびA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株主および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）への配当と同額の配当を行う。
(優先中間配当金) 第12条の3 当社は、第32条に定める中間配当金につき、<u>種類株主Aまたは優先登録質権者</u>に対し、普通株主への配当と同額の配当を<u>実施し、優先配当は行わない。</u>	(中間配当) 第15条 当社は、第60条に定める中間配当を行うときは、<u>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者</u>に対し、普通株主または普通登録株式質権者への配当と同額の<u>中間配当を行う。</u>
(残余財産の分配) 第12条の4 当社が残余財産を分配するときは、<u>種類株主A</u>に対し、<u>普通株主に先立ち、A種優先株式1株につき200円を支払い、普通株式の1株あたりの残余財産分配金額が200円を超える場合、種類株主A</u>に対し、普通株式と同額となるまでの残余財産分配金額を、<u>さらに支払う。</u>	(残余財産の分配) 第16条 当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、<u>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者</u>に対して、A種優先株式1株当たり200円を普通株主または普通登録株式質権者に先立って支払い、普通株式1株当たりの残余財産分配額が200円を超える場合、<u>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者</u>に対し、普通株式と同額になるまでの残余財産分配額をさらに支払う。
(議決権) 第12条の5 <u>種類株主A</u>は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有<u>さない。</u>	(議決権) 第17条 <u>A種優先株主</u>は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、<u>議決権を有しない。</u>
(買入消却) 第12条の6 当社は、いつでもA種優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。この買入価額は、当社の取締役会が買入れを決定した日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所（当社が株式会社東京証券取引所に上場した場合には株式会社東京証券取引所における金額を指すものとし、以下、「株式会社ジャスダック証券取引所等」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、上記平均値が200円を下回る場合は、買入価額は200円とする。	(買入) 第18条 当社は、<u>すべてのB種優先株式が当社に取得された場合に限り、いつでもA種優先株式の全部または一部を買入れることができる。</u>この買入価額は、<u>A種優先株式1株当たり、当社の取締役会が買入れを決定した日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所（当社が株式会社東京証券取引所に上場した場合には株式会社東京証券取引所を指すものとし、以下「株式会社ジャスダック証券取引所等」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。ただし、上記平均値が200円を下回る場合は、買入価額は、<u>A種優先株式1株当たり200円とする。</u></u>

現行定款	変更案
(償還請求権) 第 12 条の 7 <u>当会社は、種類株主 A の請求に基づき、平成 20 年 11 月 1 日以降、毎営業年度においていつでも、下記の償還可能金額を限度として、A 種優先株式を下記の償還価額にて償還する。但し、当該償還請求のあった前営業年度の当会社の貸借対照表における「資本の部」の金額が当会社の第 37 期の貸借対照表の「資本の部」に優先株式および普通株式の発行価額の総額を加えた金額（以下「基準資本金額」という。）を超えていない場合は償還できないものとする。</u> <u>記</u> <u>償還可能金額</u> 以下の金額のうちいずれか少ない金額 (i) <u>当該償還請求のあった前営業年度末における利益配当可能額の 2 分の 1 から、当該償還請求がなされた営業年度において、その発行している A 種優先株式の任意買入または本条に基づく A 種優先株式の義務償還を既に行ったか、行う決定を行った分の価額の合計金額、および、当該償還請求があった前営業年度末以降に行われた株主に対する剰余金の分配金額の合計金額を控除した金額。</u> (ii) <u>償還請求があった営業年度の前年度の貸借対照表における「資本の部」の金額から基準資本金額を控除した金額。</u> <u>償還価額</u> <u>償還請求のあった日に先立つ 60 取引日の株式会社ジャスダック証券取引所等における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。</u> (株式の併合または分割、新株引受権等) 第 12 条の 8 <u>当会社は、法令に定める場合を除き、A 種優先株式について株式の併合または分割を行わない。当会社は、A 種優先株式に対し、新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。</u>	(取得請求権) 第19条 <u>A種優先株主は、平成20年11月1日以降、すべてのB種優先株式が当会社を取得された場合に限り、毎事業年度においていつでも、A種優先株式の全部または一部を、A種優先株式1株につき本条第2項で定める金額（以下「A種優先株式償還請求対価」という。）を対価として取得することを当会社に請求すること（以下「A種優先株式償還請求」という。）ができる。かかるA種優先株式償還請求に基づく取得は、法令の定める範囲内で、かつ、当該取得日の直前に開催された定時株主総会終結日の最終における当会社の分配可能額の2分の1相当額から、当該定時株主総会終結日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの期間中にA種優先株式の取得を既に行ったかまたは行う決定を行った分の価額および当該期間中に行われた当会社の株式（種類の如何を問わない。）にかかる剰余金分配金額の合計額を控除した金額を限度とする。</u> ②「A種優先株式償還請求対価」は、A種優先株式償還請求のあった日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所等における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
	(削 除)

現行定款	変更案
(普通株式への<u>転換請求権</u>) 第12条の9 <u>種類株主A</u>は、下記<u>転換</u>の条件によりその有するA種優先株式の当会社の普通株式への転換を請求することができる。 記 (1)転換請求期間 平成19年11月1日から平成27年10月30日まで (2)当初転換価額 200円とする。 (3)転換価額の調整 (i)当会社がA種優先株式を発行後、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下、「<u>転換価額調整式</u>」という。)により調整される。 記 $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ 転換後の調整価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 ア 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合 イ 株式分割により普通株式を発行する場合 ウ 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合 (ii)合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、(i)に準じて適宜調整される。 (iii)転換価額調整式で使用する時価は、上記 (i)ア、イ、ウの行為を行うことにつき当会社の取締役会の決定がなされた日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所等における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする (iv)転換の効力発生日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所等における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)	(普通株式への<u>取得請求権</u>) 第20条 <u>A種優先株主</u>は、下記の条件によりその有するA種優先株式の当会社の普通株式への転換(取得と引換えに当会社の普通株式を交付することをいう。以下同じ。)を請求することができる。 記 ①転換請求期間 平成19年11月1日から平成27年10月30日まで ②当初転換価額 200円とする。 ③転換価額の調整 (i)当会社がA種優先株式を発行後、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「<u>転換価額調整式</u>」という。)により調整される。 記 $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ 転換後の調整価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 (ア)転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合 (イ)株式分割により普通株式を発行する場合 (ウ)転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合 (ii)合併、<u>会社分割</u>、<u>株式交換</u>、<u>株式移転</u>、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、(i)に準じて適宜調整される。 (iii)転換価額調整式で使用する時価は、上記 (i)(ア)、(イ)、(ウ)の行為を行うことにつき当会社の取締役会の決定がなされた日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所等における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする (iv)転換の効力発生日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所等における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)が②記載

現行定款	変更案
四捨五入する。)が(2)記載の当初転換価額または、上記(i)ないし(iii)により算出された転換価額を下回る場合、当該平均値を転換価額とする。但し、当該転換価額は60円を下回らないものとする。 (4)転換により発行すべき普通株式数 A種優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、種類株主Aが転換請求のために提出したA種優先株式の発行価額の総額を転換価額で除した数とする。 (5)転換の効力発生 転換の効力は、転換請求書およびA種優先株式の株券が当会社または当会社の指定する者に到着した日に発生する。	の当初転換価額または、上記(i)ないし(iii)により算出された転換価額を下回る場合、当該平均値を転換価額とする。ただし、当該転換価額は60円を下回らないものとする。 ④転換により発行すべき普通株式数 A種優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数はA種優先株主が転換請求のために提出したA種優先株式の発行価額の総額を転換価額で除した数とする。普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従う。 ⑤転換の効力発生 転換の効力は、転換請求書およびA種優先株式の株券が当会社または当会社の指定する者に到着した日に発生する。
(期中転換があった場合の取扱) 第12条の10 A種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求が11月1日から翌年4月30日までになされたときは11月1日に、5月1日から10月31日までになされたときは5月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。 (強制転換条項) 第12条の11 転換を請求しうべき期間中に転換請求のなかったA種優先株式は、同期間の末日の翌日をもって普通株式に転換される。転換条件は、上記転換予約権の行使の条件と同一のものとする(但し、転換請求にかかる部分は除く。)	(削 除) (削 除)
(新 設)	(一斉取得条項) 第21条 当会社は、転換請求期間の末日の翌日(以下「A種優先株式一斉転換基準日」という。)に残存するA種優先株式(なお、A種優先株式一斉転換基準日の前日までに、A種優先株式償還請求が行われたA種優先株式を除く。)を、同日の翌営業日以降の日で別途取締役会の定める日をもってすべて取得するものとする。当会社は、A種優先株式と引換えに、A種優先株式の発行価額の総額をA種優先株式1株当たり、転換請求期間の最終日に適用のあった転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従う。

現行定款	変更案
(新 設)	(株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等)
	<u>第22条</u> 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式についての株式の分割または併合を行わない。当社は、A種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。
	<u>第4章 B種優先株式</u>
	(剰余金の配当)
(新 設)	<u>第23条</u>
	当社は、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）およびB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対して、次に定める額の期末配当金（以下「B種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記（4）に定める中間配当金（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払ったときは、当該B種優先中間配当金を控除した額とする。
	(1) <u>B種優先配当金</u>
	当会社が第59条第1項に定める期末配当を行うときは、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、その払込金額に、当該期末配当の基準日の属する事業年度における以下に定める配当年率（以下「B種優先株式配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、平成19年10月31日を基準日とするB種優先配当金については、この額に、払込期日（同日を含む。）から平成19年10月31日（同日を含む。）までの期間につき1年365日として日割計算により算出される金額）（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を支払う。
	「B種優先株式配当年率」は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。
	・平成19年10月31日に終了する事業年度から平成21年10月31日に終了する事業年度の配当年率：7.00%
	・平成22年10月31日に終了する事業年度から平成24年10月31日に終了する事業年度の配当年率：8.00%
	・平成25年10月31日に終了する事業年度およびこれ以降の各事業年度の配当年率：9.00%

現行定款	変更案
	<u>(2) 累積条項</u> ある事業年度に属する日を基準日とする剰余金の配当において、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積したB種未払配当金（以下「B種累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降に属する日を基準日とする剰余金の配当に際して、B種優先配当金、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、B種累積未払配当金をB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う。 <u>(3) 非参加条項</u> B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当をしない。 <u>(4) B種優先中間配当金</u> 当会社が第60条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき当該中間配当の基準日の属する事業年度に適用のあるB種優先株式配当年率を基準として算定したB種優先配当金の額の2分の1に相当する金額を優先中間配当金として支払う。
	<u>(残余財産の分配)</u> 第24条 当会社は、当会社の解散に際して残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式1株当たり1,000円（以下「B種残余財産分配額」という。）に残余財産分配の日までの累積未払配当相当額を加算した金額を、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に先立って、支払う。
	<u>(議決権)</u> 第25条 B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、3事業年度連続してB種優先配当金を支払う旨の議案が定時株主総会に提出されない場合またはその議案が否決された場合、当該3事業年度のうち最終事業年度に関する定時株主総会
(新 設)	
(新 設)	

現行定款	変更案
(新 設)	<u>の終結のときよりB種累積未払配当金相当額を含めたB種優先配当金の全部の支払いを受ける旨の剰余金処分議案決議がなされるときまで、株主総会における議決権を有する。</u> (取得請求権) <u>第26条 B種優先株主は、払込期日の翌日以降、第28条に定める一斉転換基準日の前日(同日を含む。)までいつでも、B種優先株式の全部または一部を、B種優先株式1株につき本条第2項に定める金額(以下「B種優先株式償還請求対価」という。)の金銭を対価として取得することを当会社に請求すること(以下「B種優先株式償還請求」という。)ができる。かかるB種優先株式償還請求に基づく取得は、法令の定める範囲内で、かつ、当該取得日の直前に開催された定時株主総会終結日の最終における当会社の分配可能額の2分の1相当額から、当該定時株主総会終結日の翌日(同日を含む。)から取得日(同日を含む。)までの期間中にB種優先株式の取得を既に行ったかまたは行う決定を行った分の価額および当該期間中に行われた当会社の株式(種類の如何を問わない。)にかかる剰余金分配金額の合計額を控除した金額を限度とする。</u> ②「B種優先株式償還請求対価」は、B種優先株式1株当たり、(i)B種残余財産分配額、(ii)累積未払配当金相当額、および(iii)払込金額相当額に取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して対応する事業年度に適用されるB種優先株式配当年率の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。 (随時取得条項) <u>第27条 当会社は、B種優先株式の全部または一部を、払込期日の翌日以降、第28条に定めるB種優先株式一斉転換基準日の前日(同日を含む。)までいつでも、当会社の取締役会決議に基づき、B種優先株式1株につき、本条第2項に定める金額(以下「B種優先株式随時取得対価」という。)の金銭を支払うことと引換え</u>

現行定款	変更案
(新 設)	に、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、取得することができる。一部を取得するときは、按分比例の方法により行う。 ②「B種優先株式随時取得対価」は、B種優先株式1株当たり、(i) B種残余財産分配額、(ii) 払込金額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して本条第3項に定める随時取得金額算定利率の利率で計算される金額（1事業年度に満たない期間についてはかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、(iii) 累積未払配当金相当額、および(iv) 払込金額相当額に取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して対応する事業年度に適用されるB種優先株式配当年率の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の和とする。 ③「随時取得金額算定利率」は、払込期日から4年後の応当日以降に終了する事業年度の末日まで年率2.00%、かかる事業年度の末日の翌日以降は年率3.00%とする。
	(一斉取得条項) <u>第28条</u> 当会社は、払込期日から7年後の応当日（以下「B種優先株式一斉転換基準日」という。）に残存するB種優先株式（なお、B種優先株式一斉転換基準日の前日までに、B種優先株式償還請求が行われたB種優先株式または第27条に定める取得条項に基づく取得が行われたB種優先株式を除く。）を、B種優先株式一斉転換基準日の翌営業日以降の日で別途取締役会で定める日をもってすべて取得するものとする。当会社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株当たり、(i) B種残余財産分配額、(ii) 累積未払配当金相当額、および(iii) 払込金額相当額にB種優先株式一斉転換基準日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日（同日を含む。）からB種優先株式一斉転換基準日の前日（同日を含む。）までの期間に対して対応する事業年度に適用されるB種優先株式配当年率の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を

現行定款	変更案
	<u>分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の和を、B種優先株式一斉転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所等における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）の90%（ただし、当該価格が算定できない場合は、当会社とB種優先株主が別途合意する第三者機関の算定する時価の90%とする。なお、第三者機関の指名に関する協議開始後30日以内に合意に達しない場合は、当会社とB種優先株主がそれぞれ指名した第三者機関の算定する時価の平均値の90%とする。）（以下「一斉転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値および一斉転換価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。普通株式の数の算出にあたって1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従う。</u> <u>（株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等）</u> <u>第29条</u> 当会社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式についての株式の分割または併合を行わない。当会社は、B種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、また株式無償割当または新株予約権無償割当ては行わない。 <u>（優先順位）</u> <u>第30条</u> A種優先株式にかかる残余財産の分配の順位は、普通株式に優先し、B種優先株式にかかる優先配当金の支払いおよび残余財産の分配の順位は、A種優先株式および普通株式に優先する。 <u>②すべてのB種優先株式が当会社を取得されるまでの間は、すべてのB種優先株主の書面による事前の承諾がある場合を除き、当会社はA種優先株式を株主との合意により有償で取得せず、またA種優先株主はA種優先株式償還請求できない。すべてのA種優先株式およびB種優先株式が当会社を取得されるまでの間は、すべてのA種優先株主およびB種優先株主の書面による事前の承諾がある場合を除き、当会社は普通株式を株主との合意により有償で取得しない。</u>
(新 設)	
(新 設)	

現行定款	変更案
第<u>3</u>章 株主総会 (招集) 第<u>13</u>条 当会社の定時株主総会は毎年1月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要ある場合に随時これを招集する。 (新 設) (株主総会の議長) 第<u>14</u>条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。 (新 設) (決議) 第<u>15</u>条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合のほか出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 ② 商法第343条の規定によるものとされる株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数で行う。 (議決権の代理行使の制限) 第<u>16</u>条 株主は代理人をもって議決権を行使する場合には、その代理人は当会社の議決権を有する株主であることを必要とする。 ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	第<u>5</u>章 株主総会 (株主総会の招集) 第<u>31</u>条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日) 第<u>32</u>条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。 (招集権者および議長) 第<u>33</u>条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第<u>34</u>条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法) 第<u>35</u>条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議決権の代理行使) 第<u>36</u>条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② (現行どおり)

現行定款	変更案
(種類株主総会) 第 <u>16</u> 条の <u>2</u> 第 <u>13</u> 条、第 <u>14</u> 条<u>ならびに</u>第 <u>16</u> 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 第 <u>4</u> 章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 <u>17</u> 条 当会社の取締役は 20 名以内とする。 (取締役の選任) 第 <u>18</u> 条 取締役は株主総会において選任する。取締役の選任には、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。ただし、累積投票によらないものとする。</u> (取締役の任期) 第 <u>19</u> 条 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は他の取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> (取締役会の招集通知) 第 <u>20</u> 条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の 5 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (新 設)	(種類株主総会) 第 <u>37</u> 条 第 <u>33</u> 条、第 <u>34</u> 条<u>および</u>第 <u>36</u> 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ②第 <u>32</u> 条の規定は、<u>定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。</u> ③第 <u>35</u> 条第 1 項の規定は、<u>会社法第 324 条第 1 項の規定によるべき種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> ④第 <u>35</u> 条第 2 項の規定は、<u>会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> 第 <u>6</u> 章 取締役および取締役会 (員数) 第 <u>38</u> 条 (現行どおり) (選任方法) 第 <u>39</u> 条 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u> ②取締役の<u>選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> ③<u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u> (任期) 第 <u>40</u> 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。</u> ② (削 除) (取締役会の招集通知) 第 <u>41</u> 条 (現行どおり) ② <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u>

現行定款	変更案
(取締役会の招集) 第 21 条 取締役会は取締役会長または取締役社長がこれを招集し、<u>かつその議長</u>となる。取締役会長および取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序に従い他の取締役が<u>これにあたる</u>。 (新設)	(取締役会の招集<u>権者</u>および議長) 第 42 条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役会長および取締役社長に事故<u>がある</u>ときはあらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序に従い、<u>他の</u>取締役が<u>これを招集し、議長となる</u>。 (取締役会の決議方法) 第 43 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う</u>。 ② <u>当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす</u>。
(代表取締役および役付取締役の選任) 第 22 条 取締役会<u>の決議により</u>取締役会長・取締役社長・取締役副社長各 1 名および専務取締役・常務取締役各若干名を<u>選任することができる</u>。<u>当会社を代表すべき取締役は取締役会の決議により役付取締役中より定める</u>。 (新 設)	(代表取締役および役付取締役) 第 44 条 取締役会は、<u>その決議によって</u>代表取締役を選定する。 ② <u>取締役会は、その決議によって</u>取締役会長・取締役社長・取締役副社長各 1 名および専務取締役・常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。 (取締役会規則) 第 45 条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による</u>。
(取締役の報酬) 第 23 条 取締役の報酬ならびに退職慰労金の額は株主総会の決議<u>をもって</u>定める。 (新 設)	(取締役の報酬等) 第 46 条 取締役の報酬、賞与、<u>その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)</u>は、<u>株主総会の決議によって定める</u>。 (取締役の責任免除) 第 47 条 <u>当会社は、取締役(取締役であつた者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる</u>。 ② <u>当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定めた額を限度として責任を負担する契約を締結することができる</u>。

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第24条 当社の監査役は5名以内とする。 (監査役の選任) 第25条 監査役は株主総会において選任する。監査役の選任には、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u> (監査役の任期) 第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。 (監査役会の招集通知) 第27条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の5日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (新 設) (監査役会の招集) 第28条 監査役会は各監査役がこれを招集する。 (新 設) (新 設) (新 設)	第7章 監査役および監査役会 (員数) 第48条 (現行どおり) (選任方法) 第49条 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u> ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (任期) 第50条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (監査役会の招集通知) 第51条 (現行どおり) ② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u> (監査役会の招集) 第52条 (現行どおり) (監査役会の決議方法) 第53条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> (常勤の監査役) 第54条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会規則) 第55条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>

現行定款	変更案
(監査役の報酬) 第 29 条 監査役の報酬ならびに退職慰労金の額は株主総会の決議をもって定める。 (新 設) 第 6 章 計 算 (営業年度) 第 30 条 当会社の営業年度は年 1 期とし毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までとする。 (利益配当金) 第 31 条 利益配当金は毎営業年度末日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。 (新 設) (中間配当金) 第 32 条 当会社は、取締役会の決議をもって毎年 4 月 30 日の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者に商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配を行うことができる。 (配当金の除斥期間) 第 33 条 利益配当金および中間配当金はその支払開始の日から満 5 年を経過しても受領のないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。	(監査役の報酬等) 第 56 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役の責任免除) 第 57 条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ② 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定めた額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 第 8 章 計 算 (事業年度) 第 58 条 当会社の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までとする。 (剰余金の配当の基準日) 第 59 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。 ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (中間配当) 第 60 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 4 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。 (配当金の除斥期間) 第 61 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。未払いの金銭による剰余金の配当に対しては利息をつけない。

現行定款	変更案
(附則) <u>第 1 条 第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 15 年 10 月期に関する定時株主総会の終結前までに在任する監査役については、なお従前のおりとする。</u> <u>第 2 条 第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 17 年 10 月期に関する定時株主総会より前に選任された取締役については、なお従前のおりとする。</u>	(附則) (削除) (削除)

以上